

給与所得等に係る特別徴収のしおり

鹿児島県伊佐市

【特別徴収税額の通知書（納税義務者用）について】
個人情報保護のため、圧着した様式となっています。
はさみ等で切り離し、必ず圧着した状態で、納税義務者
（従業員）の方へお渡しください。

【問い合わせ先】

伊佐市役所 税務課 市民税係

住所 〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話 0995-23-1311（代表） 内線 1186～1189

FAX 0995-22-5344

特別徴収義務者 様

市県民税、森林環境税（国税）の特別徴収について

市県民税、森林環境税の特別徴収事務につきましては、格段のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市県民税、森林環境税の特別徴収について、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項の規定に基づき貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただき、特別徴収をお願いすることになりました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、「特別徴収のしおり」をご覧ください、特別徴収事務についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、送付いたしました税額通知書の中に、すでに退職・転勤等されている方がある場合には、至急「給与所得者異動届出書」をご提出くださるようお願い申し上げます。

鹿児島県伊佐市長

はじめに

●納税義務者のご確認

別紙の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認をお願いします。

・退職等されている方や、転勤になった方など、特別徴収できない方が記載されている場合には、至急「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

また、就職等により、記載されていない方で特別徴収できる方がおられましたら、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」の提出をお願いします。

●納入書の裏面に記載のある金融機関にて納付してください。

私製の納入書及び金融機関の口座振込利用をされている事業所等には送付しておりません。

九州外のゆうちょ銀行で納付される場合は、添付の「ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書」に最寄の郵便局名及び日付を記載のうえ、納入書と一緒に持参してください。

●私製の納入書及び銀行の納入事務代行を新たに利用される場合、次の事項をご確認ください。

市町村コード	4 6 2 2 4 1
口 座 番 号	0 2 0 0 0 - 7 - 9 6 0 0 3 8
加 入 者 名	伊佐市会計管理者

●お願い

・各月の納入税額について、他の月で増額・減額調整する場合には、ご連絡ください。

・納税義務者が退職や転勤等した場合、異動届を提出されないと、異動者の特別徴収税額が貴事業所の税額に残ったままとなり、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、督促状の発送等が行なわれることとなりますので、必ず提出してください。各種様式については伊佐市 HP からダウンロードできます。

・令和元年 10 月から「地方税 共通納税システム」が始動いたしました。「地方税 共通納税システム」において納税される事業所で次年度以降の納入書が不要である場合は、ご連絡ください。※「地方税 共通納税システム」については別紙をご参照ください。

・給与支払報告書の提出につきましては、平成 30 年度の税制改正により令和 3 年 1 月 1 日以降に提出する分で税務署に提出する枚数が 100 枚を超える場合は、光ディスク等又は eLTAX で提出することが義務付けられていますが、伊佐市に提出する給与支払報告書の枚数が 30 枚を超える特別徴収事業所につきましても、光ディスク等または eLTAX でのご提出にご協力ください。
eLTAX での提出についてはこちら

「<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>」

光ディスク等により提出する場合の規格等についてはこちら

「https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku」

・令和 3 年度税制改正により、光ディスク等で給与支払報告書を提出した特別徴収義務者への副本による税額通知は令和 5 年度で終了しました。なお、給与支払報告書を光ディスク等により提出する特別徴収義務者へは、特別徴収税額通知を書面にて送付します。この場合、電子データでの受け取りは選択できませんのでご注意ください。また、電子データによる税額通知を希望する場合は e-LTAX をご利用ください。

●森林環境税について

・令和 6 年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に対して、森林環境税が課税されることとなりました。森林環境税については個人住民税均等割と併せて市が賦課徴収することとなります。詳しくは市の HP をご覧ください。

森林環境税についてはこちら「<https://www.city.isa.kagoshima.jp/life/madoguchi/zeikin/>」

特別徴収の事務処理

●市県民税、森林環境税の特別徴収について

- ①特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者(特別徴収義務者)が毎月の給与の支払時に各個人(納税義務者)の市県民税、森林環境税を差し引いて、金融機関等でまとめて納入していただく制度です。
- ②特別徴収には、市から送付される市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書により、給与支払者が給与を支払う時に差し引いて納入するものと、退職手当等を支払う時に支払者が退職所得に係る住民税を差し引いて納入するものがあります。
- ③市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)は、各個人(納税義務者)に交付してください。

●特別徴収税額の徴収と納入について

- ・給与支払者(特別徴収義務者)は、通知のあった市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に基づき、6月から翌年5月までの12ヶ月間、給与所得者の給与の支払いをする時に、通知された月割額を給与から徴収し、事業所に在籍する納税義務者全員分を翌月の10日までにまとめて納入してください。
- ・徴収した税額を納入する場合は、その月の納入書をご使用ください。

●納税義務者が異動したとき

- ・納税義務者が退職、転勤等した場合には、異動した月の翌月10日まで(20日までの異動の時は、異動月の末日まで)に「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・特別徴収の給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等の異動があった場合は、4月15日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

○退職、休職等の場合

記載例 1

記載例 2

・一括徴収について

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額の徴収は、次の区分により残税額を超える給与又は、退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

《残税額の一括徴収にご協力ください》

退職等の月日	残税額の徴収方法
6月1日～12月31日	普通徴収又は一括徴収(本人の選択による)
1月1日～5月31日	<u>一括徴収(原則)</u> ※1月以降の退職については、地方税法で一括徴収が義務付けられています。 本人の申出は不要です。

○転勤の場合

記載例 3

転勤等により勤務先が変わり、引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に特別徴収継続の旨を伝え、月割額、徴収開始月を連絡して、異動届出に、新しい勤務先の住所、名称、及び新しい勤務先での特別徴収開始月を記載して、市に提出してください。

○就職等による特別徴収への切替

記載例 4

就職をされて、特別徴収を開始する方がいらっしゃった場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。その際には、徴収可能な月を必ず記載してください。

●特別徴収義務者の所在地、名称等変更 記載例 5

特別徴収義務者（事業所）の所在地、名称に変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

●特別徴収の納期の特例について 記載例 6

特別徴収義務者の事務負担を軽減するため、給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の事業所を対象に納期の特例の制度を設けています。納期の特例が承認されますと、月々給与等から徴収した市県民税、森林環境税を年 2 回で納入することができます。承認された月分から納期の特例を受けることになりますので、特例の適用を希望される場合は、なるべく早く「特別徴収の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

○2 年目以降の取り扱い

前年度に納期の特例の適用を受けている場合は、申請書を再度提出する必要はありません。

○特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合について 記載例 7

納期の特例の適用を受けている事業所で、給与等の支払いを受ける人が常時 10 人以上となった場合は、速やかに「特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。その他、納期の特例の承認を取り下げる場合も、届出書を提出してください。

●特別徴収となっている方の住所が変更になった場合

市県民税・森林環境税は、1 月 1 日現在の住所があったところで、1 年分課税されますので、住所が伊佐市以外に変わっても、その年度分は伊佐市で課税されます。

●特別徴収税額の変更について 記載例 8

- ・当初特別徴収額の通知をした後、税額に変更があった場合には、変更通知書を送付いたしますので、変更後の月割額に注意して、変更後の月割額の徴収をお願いします。なお、その場合でも、変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、当初送付しました納入書の税額を変更して使用ください。
なお、納税義務者用の通知書は、納税義務者の方にお渡しください。
- ・変更通知書の中で納入済月に遡って減額となった方がいらっしゃる場合は、後日、本人宛に払戻しの通知をいたします。

●審査請求

- ・通知書の記載事項に不服がある場合は、受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

●督促

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を発した後は督促手数料をあわせて徴収します。なお、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに税金等を完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分を受けなければなりません。

納入される際、督促手数料の額が不明な場合は、必ずお問い合わせのうえ納入をお願いします。

市県民税、森林環境税の課税及び税額計算

●市県民税、森林環境税の課税根拠

この税は地方税法第 294 条及び市税条例第 23 条の規定によって課税されます。

●納税義務者

1 月 1 日の住所を基に課税されます。したがって 1 月 2 日以降に他市区町村に転出されても伊佐市が課税することになります。

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計額②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注 1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

(注 2) 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額となります。

(注 3) 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

●市県民税の税率

	市民税	県民税	森林環境税
均等割	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 0 0 0 円
所得割	6 %	4 %	

※県民税均等割額のうち、500 円はみんなの森づくり県民税です。

●所得控除

雑損控除	実質損失額－総所得金額等の合計額×10% 又は、災害関連支出金額－5 万円のいずれか高い金額	社会保険料控除	支払金額
医療費控除	医療費の実質負担額－10 万円 又は、総所得金額の 5%のいずれか低い金額（限度額 200 万円）	小規模企業共済掛金控除	支払金額

生命保険料控除	旧制度：平成 23 年 12 月 31 日までに契約		新制度：平成 24 年 1 月 1 日以降に契約	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	～15,000 円	全額	～12,000 円	全額
	15,001 円～40,000 円	支払金額×1/2+7,500 円	12,001 円～32,000 円	支払金額×1/2+6,000 円
	40,001 円～70,000 円	支払金額×1/4+17,500 円	32,001 円～56,000 円	支払金額×1/4+14,000 円
	70,001 円から	35,000 円	56,001 円から	28,000 円
旧制度、新制度それぞれの控除額を計算します。 ・旧制度のみの場合は、一般生命保険料・個人年金保険料の控除額はそれぞれ 35,000 円が上限となり合計 70,000 円となります。 ・新制度には、介護医療保険料控除が設けられ、それぞれの控除額の上限は 28,000 円となり、合計の上限は 70,000 円となります。 ・一般生命保険料と個人年金保険料それぞれに旧・新の両方の保険契約がある場合は、それぞれ旧制度での控除額の上限に満たない場合は、新制度の控除額を加算します。それぞれの控除額の上限は 28,000 円となり、合計の上限は 70,000 円となります。				

地震保険料控除	地震保険料		旧長期契約	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	～50,000 円	支払金額×1/2	～5,000 円	全額
			5,001 円～15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円
	50,001 円～	25,000 円	15,001 円～	10,000 円
			地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円	

人 的 控 除	区 分			控除額
	扶 養 控 除	一 般		3 3 万円
		老 人		3 8 万円
		(同居老親等の場合)		4 5 万円
		特 定		4 5 万円
	障害者控除			2 6 万円
	(特別障害者の場合)			3 0 万円
	(同居の特別障害の場合)			5 3 万円
	寡婦控除			2 6 万円
	ひとり親控除			3 0 万円
	勤労学生控除			2 6 万円
	基 礎 控 除	納税者 本人の 所得 金額	2,400 万円以下	4 3 万円
			2,400 万円超 2,450 万円以下	2 9 万円
			2,450 万円超 2,500 万円以下	1 5 万円

納税者本人の 所 得 金 額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配 偶 者 控 除	一般	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	老人	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額	控 除 額		
	48 万円超 95 万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	95 万円超 100 万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	100 万円超 105 万円以下	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
	105 万円超 110 万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

●税額控除

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

○調整控除

・合計所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の 5%（県民税 2%、市民税 3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計所得金額

・合計所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5%（県民税 2%、市民税 3%）に相当する金額

①下表の控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	納税者本人の 所得金額		9 0 0 万円以下	9 0 0 万円超 9 5 0 万円以下	9 5 0 万円超 1, 0 0 0 万円以下
障害者 控除	普通	1 万円	配偶者 控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	特別	1 0 万円		老人	1 0 万円	6 万円	3 万円
	同居特別	2 2 万円	配偶者 特別控除	4 8 万円超 5 0 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
寡婦控除		1 万円		5 0 万円以上 5 5 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
ひとり親 控除	父	1 万円	扶養 控除	一般	5 万円	老人	1 0 万円
	母	5 万円		特定	1 8 万円	同居老親等	1 3 万円
勤労学生控除		1 万円					

○住宅借入金等特別税額控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額（住宅ローン控除）がある場合、住民税の所得割額から税額控除が受けられます。

ただし、下表のとおり控除額の上限額が定められています。

居住開始年月	控除限度額	控除期間
平成 26 年 3 月以前	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	10 年
平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月 (※ 1)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円) (※ 2)	10 年 (※ 3)
令和 4 年から令和 5 年まで	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	13 年
令和 6 年から令和 7 年まで	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	10 年 or 13 年 (※ 4)

- ※ 1 令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末までに契約した注文住宅、令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末までに契約した分譲住宅の場合は、令和 4 年 12 月 31 日までとなります。
- ※ 2 住宅取得の際の消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合の金額です。
- ※ 3 令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに居住を開始された方のうち、消費税率 10 % で住宅を取得された場合には控除期間が 10 年から 3 年間延長されます。
- ※ 4 令和 5 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された一般の新築住宅の控除期間は 10 年。ただし、令和 6 年 7 月 1 日以降に建築された一般の新築住宅については住宅借入金等特別控除の適用はない。なお、長期優良住宅等については、13 年。

○配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金控除
上記控除につきましては、税務課市民税係まで問い合わせください。

退職所得に係る市県民税の税額計算及び特別徴収

●退職所得の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得とは区分して、退職手当等の支払われる月に退職手当から差し引いて（特別徴収）ください。

●税額の計算方法（計算例を参照）

①退職所得控除を求めます。

勤続年数 ※1年未満の端数がある場合は切り上げ	退 職 所 得 控 除 額
20 年 以下の場合	40 万円×勤続年数(80 万円に満たない場合は 80 万円)
20 年 を超える場合	800 万円+70 万円×(勤続年数－20 年)
障害による退職の場合	上記控除に 100 万円加算

②退職所得の金額を求めます。（退職所得の金額は、千円未満切捨て）

（退職所得等の収入金額－退職所得控除）×1/2＝退職所得の金額

③税額を求めます（100 円未満切捨て）

退職所得の金額	×	税	率	＝	税 額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6 %	4 %		(A)	(B)

計算例

○退職手当等の収入金額 11,000,000 円、勤続年数 20 年 8 ヶ月の場合

①退職所得控除を求めます。

勤務年数は、21 年（端数切上げにより）であり、20 年以上で障害によるものではないため
 $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (21 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = \underline{870 \text{ 万円}}$

②退職所得の金額を求めます。（退職所得の金額は、千円未満切捨て）

（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×1/2＝退職所得の金額
 $(11,000,000 \text{ 円} - 870 \text{ 万円}) \times 1/2 = 1,150,000 \text{ 円}$

③税額を求めます（100 円未満切捨て）

1,150,000 円	×	税	率	＝	税 額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6 %	4 %		69,000 円	46,000 円

●退職所得に係る市・県民税を納める場合

- ・特別徴収した退職手当等に係る市県民税は、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。
- ・納入書は、通常の市県民税、森林環境税特別徴収の納入書を使用してください。
- ・6 月から翌年 5 月までの納入書で納める場合
 納入書の「納入金額(1)」の欄に二重線を引き、「給与分」の欄に通常の給与分に係る税額を、「退職所得分」の欄に退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。
- ・予備の納入書で納める場合
 納入書の「納入金額(1)」の欄に退職所得に係る税額を記入し、「退職所得分」の欄にも退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。

記載例 1

退職により未徴収税額を給与から一括して徴収する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
伊佐市長殿		所在地		〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		
令和 年 月 日提出		フリガナ		〇〇株式会社		
氏名又は名称		フリガナ		〇〇株式会社		
個人番号又は法人番号		1234567890123		特別徴収義務者指定番号 〇〇〇〇〇〇		
伊佐 一郎		伊佐 一郎		総務課 庶務係		
生年月日		年 月 日		氏名 大日 二郎		
個人番号 123456789012		特別徴収税額 (年税額)		当給 氏名 大日 二郎		
1月1日現在の住所		6月 37,500円		電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇内線(〇〇〇〇)		
異動後の住所		9月 112,500円		納入書の要否 1. 必要 2. 不要		
150,000円		31日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合		3. 普通徴収の場合		
特別徴収義務者指定番号 〇〇〇〇〇〇		徴収予定日 8月31日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 112,500円		
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		徴収方法 9月分(翌月10日納入期限分)で一括徴収します。		左記の一括徴収した税額は、9月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		
フリガナ 伊佐 一郎		1. 異動が令和 3年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 令和 3年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
氏名又は名称 伊佐 一郎		1. 異動が令和 3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 3年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
1月1日現在の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		3. 死亡による退職であるため		3. 死亡による退職であるため		

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

一括徴収分を何月分で納入するかということです。
(この例では9~5月分112,500円を9月分で納入。)

同一金額になります。

◎退職後の月割額を合計して、最後の給与又は退職金等から天引きすることを一括徴収といいます。

◎6月から12月までの退職者については、本人の了承を得て一括徴収してください。

1月から4月までの退職者については、必ず一括徴収してください。

記載例 2

退職により未徴収税額を個人に請求する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
伊佐市長殿		所在地		〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		
令和 年 月 日提出		フリガナ		〇〇株式会社		
氏名又は名称		フリガナ		〇〇株式会社		
個人番号又は法人番号		1234567890123		特別徴収義務者指定番号 〇〇〇〇〇〇		
伊佐 一郎		伊佐 一郎		総務課 庶務係		
生年月日		年 月 日		氏名 大日 二郎		
個人番号 123456789012		特別徴収税額 (年税額)		当給 氏名 大日 二郎		
1月1日現在の住所		6月 37,500円		電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇内線(〇〇〇〇)		
異動後の住所		9月 112,500円		納入書の要否 1. 必要 2. 不要		
150,000円		31日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合		3. 普通徴収の場合		
特別徴収義務者指定番号 〇〇〇〇〇〇		徴収予定日 8月31日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 112,500円		
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		徴収方法 9月分(翌月10日納入期限分)で一括徴収します。		左記の一括徴収した税額は、9月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		
フリガナ 伊佐 一郎		1. 異動が令和 3年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 令和 3年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
氏名又は名称 伊佐 一郎		1. 異動が令和 3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 3年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
1月1日現在の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		3. 死亡による退職であるため		3. 死亡による退職であるため		

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

この届出書は退職後の残額を本人に請求するためのものです。何月分まで給与から天引きしたのが非常に重要ですので、正確に記入してください。

普通徴収を選択した場合は、その理由に該当する番号を記入してください。

◎退職後の未徴収税額が個人請求となる場合

退職・休職等の際に一括徴収できなかった分については特別徴収ができなくなりますので、給与等の支払いになった月の翌月以降の月割額を普通徴収に切り替えて、納税義務者本人により納付いただくことになります。

◎退職される方には、給与天引きされなかった未徴収分の税額の請求があることをご説明ください。

記載例 3

転勤・転職の場合

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収		に係る給与所得者異動届出書		年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
伊佐市長 殿		所在地 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		特別徴収義務者 指定番号		〇〇〇〇〇〇	
令和 年 月 日提出		フリガナ 〇〇株式会社		代表者 氏名		大口 二郎	
伊佐市長 殿		氏名又は名称		法人番号		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇内線(〇〇〇)	
フリガナ イサ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
氏 名 伊佐 一郎		1234567890123		6 月から 9 月まで		2 年 2 月 31 日	
受給者番号		150,000 円		37,500 円		112,500 円	
1月1日現在の住所		伊佐市 大口里〇〇〇〇番地		異動の事由		1. 特別徴収継続	
異動後の住所		伊佐市 大口里〇〇〇〇番地		異動後の未徴収税額の徴収方法		2. 一 時 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号		新しい勤務先へは、月割額 12,500 円を		9 月分(翌月10日納入期限)から	
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町2000番地		担当者 氏名		徴収し、納入するよう連絡済みです。		給 付 者 番 号	
フリガナ 〇〇△△株式会社		担当者 氏名		1. 必要 2. 不要		1	
氏名又は名称		担当者 氏名		1. 必要 2. 不要		1	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		月分(翌月10日納入期限)で	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため	

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

給与天引きがスムーズに継続するように、新しい勤務先へは前もって税額をご連絡ください。届出書の提出があれば、市役所から関係書類を新しい勤務先へお送りします。

新しい勤務先につきましては、名称、所在地、電話番号等をはっきりと記入してください。

- ◎この記載例は、転勤・転職により、給与支払者(特別徴収義務者)に変更がある場合に、元の給与支払者が新しい給与支払者を明示して提出する場合のものです。
- ◎他社へ転勤・転職の場合は、新しい給与支払者へ月割額等をご連絡ください。

記載例 4

就職等により普通徴収から特別徴収にする場合

普通徴収から特別徴収への異動届出書		提出用
伊佐市長 殿		令和 2 年 9 月 3 日提出
所在地 〇〇県△△市〇〇町1000番地		特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇〇会社		法人番号 9876543210123
代表者 氏名 大口 二郎		電話番号 (〇〇〇) △△ - 〇〇〇〇
下記の給与所得者の市県民税、森林環境税について、普通徴収から特別徴収への変更を届け出ます。		
フリガナ	イサ イチロウ	届出理由 ① 9 月 1 日 入社のため
氏 名	伊佐 一郎	2 正社員になったため
生年月日	明・大・昭・平 〇〇 年 〇 月 〇 日	3 その他 ()
1月1日現在の住所(課税地住所)	伊佐市 大口里〇〇〇〇番地	左記の者の、普通徴収分について
現在の住所	伊佐市 大口里〇〇〇〇番地	3 期分から4期分まで
		9 月分の給与から特別徴収が可能です。(必須)
		(10月 10日 納期限分)
※ 給与事務等の関係上、事前に月割額を確認されたい場合は、金額をお伝えしますので、希望日をご記入ください。		
9 月 10 日までに電話連絡希望。		
※ 市町村民税入庫		

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。伊佐市で初めて特別徴収となる場合は未記入で構いません。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

届け出理由を選んで○印をしてください。(3のその他のときは理由を記入してください。)

特別徴収開始月については何月分の給与から特徴が可能かを必ず記入してください。

事前に月割額を確認されたい場合は希望日を記入されますと、ご連絡いたします。

- ◎就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合
納税義務者本人に、当該年度分の住民税普通徴収分を何期分まで納めたか確認をしてください。また、特別徴収を開始する以降の普通徴収分は納付されないようにご説明ください。
- ◎転勤等による就職等の場合は、就職される前の事業所で特別徴収されていたかをご確認ください。

記載例 5

特別徴収義務者の所在地、名称等変更の場合

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

伊佐市長 殿
令和 2 年 9 月 3 日提出

〒000-0000
所在地 〇〇県△△市□□町1000番地
氏名または名称 〇〇〇〇会社

特別徴収義務者
指定番号 〇〇〇〇〇〇〇
法人番号 9876543210123
連絡先 担当者氏名 大口 二郎
電話番号 (〇〇〇〇) △△ - 〇〇〇〇

下記のとおり異動したので届け出ます。

変更年月日	令和 〇〇 年 10 月 1 日
事項	変更前 (旧) 変更後 (新)
フリガナ	
所在地・方書	〇〇県△△市□□町1000番地 〇〇県△△市□□町3333番地
フリガナ	
氏名または名称	〇〇〇〇会社 株式会社 □□□□□□
電話番号	
関係書類送付先 ※上記所在地と異なる場合に記入してください。	
変更理由 該当の□にチェックを入れてください。	☒ 1. 名称変更 ☒ 2. 所在地変更 ☐ 3. その他
備考	

※この届出書は、伊佐市ホームページからダウンロードできます。

変更届出書を提出される時点での、所在地、名称、電話番号等記入してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

変更となる年月日を記入してください。

変更となる事項のみ記入してください。
また、変更となる番号を選んで○印をし、理由にチェックをしてください。

記載例 6

特別徴収の納期の特例を受ける場合

市県民税 森林環境税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

◎特例の適用を希望される場合は、なるべく早く申請書を提出してください。

伊佐市長 殿
令和 〇〇 年 5 月 20 日提出

〒000-0000
所在地 〇〇県△△市□□町1000番地
氏名または名称 〇〇〇〇会社

特別徴収義務者
指定番号 〇〇〇〇〇〇〇
法人番号 9876543210123
連絡先 担当者氏名 大口 二郎
電話番号 (〇〇〇〇) △△ - 〇〇〇〇

地方税第321条の5の2の規定による市県民税、森林環境税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 〇〇 年 6 月分以降の市・県民税特別徴収税額																														
① 申請の前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額(臨の欄には、臨時雇用者につき記入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>人員</th> <th>税額</th> <th>月</th> <th>人員</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇年 4 月</td> <td>7 人</td> <td>2,345,000 円</td> <td>〇〇年 1 月</td> <td>4 人</td> <td>1,230,000 円</td> </tr> <tr> <td>〇〇年 3 月</td> <td>1 人</td> <td>120,000 円</td> <td>〇〇年 12 月</td> <td>4 人</td> <td>1,230,000 円</td> </tr> <tr> <td>〇〇年 5 月</td> <td>5 人</td> <td>1,567,000 円</td> <td>〇〇年 11 月</td> <td>4 人</td> <td>1,230,000 円</td> </tr> <tr> <td>〇〇年 2 月</td> <td>4 人</td> <td>1,230,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	人員	税額	月	人員	税額	〇〇年 4 月	7 人	2,345,000 円	〇〇年 1 月	4 人	1,230,000 円	〇〇年 3 月	1 人	120,000 円	〇〇年 12 月	4 人	1,230,000 円	〇〇年 5 月	5 人	1,567,000 円	〇〇年 11 月	4 人	1,230,000 円	〇〇年 2 月	4 人	1,230,000 円			
月	人員	税額	月	人員	税額																										
〇〇年 4 月	7 人	2,345,000 円	〇〇年 1 月	4 人	1,230,000 円																										
〇〇年 3 月	1 人	120,000 円	〇〇年 12 月	4 人	1,230,000 円																										
〇〇年 5 月	5 人	1,567,000 円	〇〇年 11 月	4 人	1,230,000 円																										
〇〇年 2 月	4 人	1,230,000 円																													
② 市税の滞納、又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由	なし (※滞納がある場合は、理由を記入してください。)																														
③ 申請の前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無	なし (※取消されたことがある場合は、理由を記入してください。)																														

※市町村記入欄

処理区分	承認についての意見又は却下の理由	納期の特例を承認した場合の納期と税額
承認		・ 月分から 月分は11月分まで納入 税額: (納期限:12月10日) ・ 月分から 月分は5月分まで納入 税額: (納期限:6月10日)
却下		

※この届出書は、伊佐市ホームページからダウンロードできます。 (裏面を読んでから記入してください)

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

納期の特例の適用を受けようとする開始年月を記入してください。

申請の前6ヶ月間の給与支払いを受ける者の人員等を記入してください。
(上段の臨の欄には臨時雇用者につき記入)

②③の欄にはそれぞれ該当する場合は、理由を記入してください。

記載例 7

特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合

市県民税 森林環境税		給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書									
受印 伊佐市長 殿 令和 〇〇 年 5 月 20 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者) 〇〇〇〇〇〇〇〇	所在地 〇〇県△△市□□町1000番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇								
		氏名または 名称 〇〇〇〇会社	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3								
連絡先 担当者氏名 大 口 二 郎		電話番号 (〇〇〇〇) △△ - □□□□									
地方税第321条の5の2の規定による市県民税、森林環境税、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認を受けておりましたが、下記理由によりその要件を欠きますので届出ます。											
納期の特例の要件を欠いた理由		① 給与等の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ② 納期の特例の必要がなくなったため ③ その他 ()									
納期の特例の要件を欠いた年月日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日									
伊佐市に住所を有する者の氏名 (納税義務者名)											
注意事項 この届出書を提出した場合、その提出する日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出する日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月10日までに納付していただく事になります。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納期の特例の承認取消による納期の特例</th> <th>納期の特例を認めた税額</th> <th>納期の特例の承認取消後の納期</th> <th>※備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月分 納期は 月 日 となる。</td> <td>月分 月分まで 円</td> <td>月分 月分からは 翌月10日までに納入。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				納期の特例の承認取消による納期の特例	納期の特例を認めた税額	納期の特例の承認取消後の納期	※備考欄	月分 納期は 月 日 となる。	月分 月分まで 円	月分 月分からは 翌月10日までに納入。	
納期の特例の承認取消による納期の特例	納期の特例を認めた税額	納期の特例の承認取消後の納期	※備考欄								
月分 納期は 月 日 となる。	月分 月分まで 円	月分 月分からは 翌月10日までに納入。									

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

納期の特例の要件を欠いた理由を選んで〇印をしてください。
(3のその他のときは理由を記入してください。)

納期の特例の適用を欠いた年月日を記入してください。

この欄には伊佐市に住所を有する者の氏名を記入してください。

記載例 8

【納入書の書き方】

- ・印字された額のまま納入される場合は、なにも記入せずそのまま納入ください。
- ・書き損じ等で予備の納入書を使用する場合は、「年月分」欄及び「納期限」欄を記入してください。
- ・納入書が不足するときは、伊佐市役所税務課までご連絡ください。

【納入金額に変更があった場合】

- ・納入金額(2)の「給与分(一括徴収分を含む)」欄及び「合計額」欄に変更後の月割額を記入してください。
- ・給与分の一括徴収分を退職金から徴収する場合も、給与分の欄に記入してください。

納入金額(1)の欄の金額に二重線を引いてください。

市県民税 森林環境税		納入書	
市区町村コード 4 6 2 2 4 1	口座番号 02000-7-960038	伊佐市会計管理者	伊佐市会計管理者
指定番号 25,000		納入金額(1) 25,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
給与分 20,000	一括徴収分 20,000	給与分 20,000	一括徴収分 20,000
合計額 20,000	合計額 20,000	合計額 20,000	合計額 20,000
(納税義務者) 住所 氏名 又は 名称		(納税義務者) 住所 氏名 又は 名称	

変更後の税額を「給与分」及び「合計額」の欄に記入してください。

納入金額欄に¥記号は記入しないでください。